

# 船舶事故調査報告書

平成28年9月29日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年12月30日 17時50分ごろ
発生場所	関門港門司区新浜地区 門司第2船だまり防波堤南灯台から真方位108° 195m付近 (概位 北緯33° 57.3′ 東経130° 57.9′)
事故の概要	遊漁船久美丸は、出航中、また、漁船雅は、漂泊中、両船が衝突した。 雅は、船長及び同乗者1人が負傷し、両舷防舷材の曲損等を生じた。
事故調査の経過	平成28年1月15日、調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 久美丸、5トン未満（長さ10.50m） 292-16871福岡、個人所有 B 漁船 雅、2.4トン FO3-33524（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型
負傷者	A なし B 軽傷 2人（船長B及び同乗者）
損傷	A なし B 両舷防舷材に曲損、両舷舷縁に亀裂
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏 日没時刻：17時16分ごろ
事故の経過	A船は、船長Aが、サーチライトで船首方を照らし、新浜地区所在の新浜1号防波堤（以下「1号防波堤」という。）の先端付近に他船がないと思い、1号防波堤の先端付近を通過する針路で約4～5ノットの対地速力により出航中、船首方至近にB船が見えたので後進一杯としたが、B船と衝突した。 B船は、船長Bが、出航するA船が見えたので、1号防波堤の先端付近で停止、漂泊してA船の通過を待つこととした。 船長Bは、A船が、漂泊したB船を避航するものと思った。 A船及びB船は、共に法定灯火を表示していた。 B船は、船長B及び同乗者1人が転倒した。 船長B及び同乗者は、腰部に痛みを感じ、後日、病院で腰椎捻挫と

	診断された。
<b>分析</b>	<p>A船は、船長Aが、1号防波堤の先端付近には他船がないものと思ひ、見張りを適切に行っていなかったことから、1号防波堤の先端付近で漂泊中のB船に気付かなかつたものと考えられる。</p> <p>B船は、船長Bが、A船が漂泊しているB船を避航すると思つたことから、衝突を避けるための動作をとらなかつたものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、船長Aが、1号防波堤の先端付近には他船がないものと思ひ、見張りを適切に行つておらず、また、船長Bが、A船が漂泊しているB船を避けるものと思ひ、衝突を避けるための動作をとらなかつたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>